

参考資料

令和5年第1回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第25号関係 (三豊市防災センター設置条例の一部改正について)	3
・議案第26号関係 (三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について)	4
・議案第27号関係 (三豊市国民健康保険条例の一部改正について)	5
・議案第28号関係 (三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)	6
・議案第29号関係 (三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)	7
・議案第30号関係 (三豊市敬老祝金条例の一部改正について)	9
・議案第31号関係 (三豊市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)	10
・議案第32号関係 (三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について)	12
・議案第33号関係 (三豊市定住促進住宅設置及び管理条例の一部改正について)	13
・議案第34号関係 (三豊市公民館条例の一部改正について)	14
・議案第35号関係 (三豊市たくまシーマックス条例等の一部改正について)	15

- ・議案第36号関係
（三豊市宝山湖公園条例の一部改正について）

…

【議案第25号関係】

三豊市防災センター設置条例(平成18年三豊市条例第23号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																		
(名称及び位置) 第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="164 414 448 450">名称</th> <th data-bbox="450 414 790 450">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="164 452 790 488">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 490 448 526">三豊市山本町防災センター</td> <td data-bbox="450 490 790 526">三豊市山本町財田西380番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 528 448 564">三豊市三野町防災センター</td> <td data-bbox="450 528 790 564">三豊市三野町大見甲3078番地4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="164 566 790 602">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1	三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲3078番地4	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 414 1117 450">名称</th> <th data-bbox="1118 414 1458 450">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 452 1458 488">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 490 1117 526">三豊市山本町防災センター</td> <td data-bbox="1118 490 1458 526">三豊市山本町財田西380番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="833 566 1458 602">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1	略	
名称	位置																		
略																			
三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1																		
三豊市三野町防災センター	三豊市三野町大見甲3078番地4																		
略																			
名称	位置																		
略																			
三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1																		
略																			

【議案第26号関係】

三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年三豊市条例第11号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
(任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第11条 略 (削除)	(任期付職員の給与条例等の適用除外等) 第11条 略 <u>2 任期付職員に対する給与条例第25条第1項の規定の適用については、給与条例第25条第1項中「管理職手当受給職員」とあるのは「三豊市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</u>

【議案第27号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

【議案第28号関係】

三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第21号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>第26条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) <u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)</u>の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

【第2条関係】 三豊市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三豊市条例第22号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>第13条 削除</p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止) <u>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>

ることができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(衛生管理等)

第14条 略

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3~5 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは

、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(衛生管理等)

第14条 略

- 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

よう努めなければならない。

3~5 略

【議案第30号関係】

三豊市敬老祝金条例(平成18年三豊市条例第127号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>三豊市(以下「市」という。)の区域内に住所を有する</u>高齢者に対し、敬老祝金を給付して敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><u>(受給資格)</u></p> <p>第2条 敬老祝金は、<u>9月15日現在において、市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録され、かつ、同日までに引き続き1年以上市の区域内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものに対して給付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該年(1月1日から12月31日までをいう。)において、数え年88歳の者</u></p> <p><u>(2) 当該年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、満100歳以上の者</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>三豊市に居住する</u> _____ 高齢者に対し、敬老祝金を給付して敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p><u>(受給資格)</u></p> <p>第2条 敬老祝金は、<u>毎年9月15日現在において、三豊市に居住している年齢数えの88歳及び100歳以上の者に対して給付する。</u></p>

<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u>よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u></p> <hr/> <p>_____よう努めなければならない。</p> <p>3 略</p>
--	--

【議案第32号関係】

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行																																																																																																																																																
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特優良住宅法施行規則」という。) 第1条第4号に規定する所得をいう。</p> <p>(9)~(15) 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃等の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条第1項の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第4項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 公営住宅</p> <p>高瀬地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>前田 団地</td> <td>昭和48年 度</td> <td>高瀬町比地中1854番地</td> <td>簡易耐火 構造平屋 建</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>詫間地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>的場 団地</td> <td>昭和36年 度</td> <td>詫間町詫間339番地</td> <td>木造平屋 建</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>仁尾地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宮西 団地</td> <td>昭和41年 度</td> <td>仁尾町仁尾乙1834番地2</td> <td>簡易耐火 構造平屋 建</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						前田 団地	昭和48年 度	高瀬町比地中1854番地	簡易耐火 構造平屋 建	5		略						名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						的場 団地	昭和36年 度	詫間町詫間339番地	木造平屋 建	2		略						名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						宮西 団地	昭和41年 度	仁尾町仁尾乙1834番地2	簡易耐火 構造平屋 建	8		略						<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号。以下「特優良住宅法施行規則」という。) 第1条第3号に規定する所得をいう。</p> <p>(9)~(15) 略</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃等の特例)</p> <p>第39条 市長は、前条第1項の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第4項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>1 公営住宅</p> <p>高瀬地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>前田 団地</td> <td>昭和48年 度</td> <td>高瀬町比地中1854番地</td> <td>簡易耐火 構造平屋 建</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>詫間地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>的場 団地</td> <td>昭和36年 度</td> <td>詫間町詫間339番地</td> <td>木造平屋 建</td> <td>3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>仁尾地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>建設年度</th> <th>位置</th> <th>構造</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宮西 団地</td> <td>昭和41年 度</td> <td>仁尾町仁尾乙1834番地2</td> <td>簡易耐火 構造平屋 建</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						前田 団地	昭和48年 度	高瀬町比地中1854番地	簡易耐火 構造平屋 建	10		略						名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						的場 団地	昭和36年 度	詫間町詫間339番地	木造平屋 建	3		略						名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考	略						宮西 団地	昭和41年 度	仁尾町仁尾乙1834番地2	簡易耐火 構造平屋 建	10		略					
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																	
前田 団地	昭和48年 度	高瀬町比地中1854番地	簡易耐火 構造平屋 建	5																																																																																																																																													
略																																																																																																																																																	
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																	
的場 団地	昭和36年 度	詫間町詫間339番地	木造平屋 建	2																																																																																																																																													
略																																																																																																																																																	
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																	
宮西 団地	昭和41年 度	仁尾町仁尾乙1834番地2	簡易耐火 構造平屋 建	8																																																																																																																																													
略																																																																																																																																																	
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																	
前田 団地	昭和48年 度	高瀬町比地中1854番地	簡易耐火 構造平屋 建	10																																																																																																																																													
略																																																																																																																																																	
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																	
的場 団地	昭和36年 度	詫間町詫間339番地	木造平屋 建	3																																																																																																																																													
略																																																																																																																																																	
名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考																																																																																																																																												
略																																																																																																																																																	
宮西 団地	昭和41年 度	仁尾町仁尾乙1834番地2	簡易耐火 構造平屋 建	10																																																																																																																																													
略																																																																																																																																																	

【議案第33号関係】

三豊市定住促進住宅設置及び管理条例(平成28年三豊市条例第31号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(定義) 第2条 略 (1)~(4) 略 (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)<u>第1条第4号に規定する所得</u>をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 略 (1)~(4) 略 (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)<u>第1条第3号に規定する所得</u>をいう。</p>

【議案第34号関係】

三豊市公民館条例(平成18年三豊市条例第212号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																																		
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公民館分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三豊市三野町公民館大見分館</td> <td><u>三豊市三野町大見甲3078番地4</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>備考 略</p>	名称	位置	略		三豊市三野町公民館大見分館	<u>三豊市三野町大見甲3078番地4</u>	略		<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公民館分館</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三豊市三野町公民館大見分館</td> <td><u>三豊市三野町大見甲3047番地3</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>三豊市三野町公民館大見分館使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">時間区分</th> <th style="width: 50%;">午前8時30分から午後10時まで</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 30%;">施設区分</th> <th style="width: 50%;">1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><u>大会議室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>700</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>料理実習室</u></td> <td style="text-align: right;"><u>200</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>講座室(和室)</u></td> <td style="text-align: right;"><u>200</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>講座室(洋室)</u></td> <td style="text-align: right;"><u>200</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>備考 略</p>	名称	位置	略		三豊市三野町公民館大見分館	<u>三豊市三野町大見甲3047番地3</u>	略			時間区分	午前8時30分から午後10時まで		施設区分	1時間当たり		<u>大会議室</u>	<u>700</u>		<u>料理実習室</u>	<u>200</u>		<u>講座室(和室)</u>	<u>200</u>		<u>講座室(洋室)</u>	<u>200</u>
名称	位置																																		
略																																			
三豊市三野町公民館大見分館	<u>三豊市三野町大見甲3078番地4</u>																																		
略																																			
名称	位置																																		
略																																			
三豊市三野町公民館大見分館	<u>三豊市三野町大見甲3047番地3</u>																																		
略																																			
	時間区分	午前8時30分から午後10時まで																																	
	施設区分	1時間当たり																																	
	<u>大会議室</u>	<u>700</u>																																	
	<u>料理実習室</u>	<u>200</u>																																	
	<u>講座室(和室)</u>	<u>200</u>																																	
	<u>講座室(洋室)</u>	<u>200</u>																																	

【議案第35号関係】

三豊市たくまシーマックス条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市たくまシーマックス条例(平成18年三豊市条例第110号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 たくまシーマックス(以下「シーマックス」という。)の管理は、法人その他の団体であつて<u>三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、当該施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、第1項の法人その他の団体を公共的団体又は市が資本金、資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。</p> <p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、シーマックスの管理上又は衛生上<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、シーマックスの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を<u>毀損し</u>、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 シーマックスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を受けて指定管理者が定める。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 シーマックスにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を<u>毀損し</u>、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 シーマックスの施設、設備、器具等を<u>毀損し</u>、又は滅失した者は、<u>教育委員会</u>の認定した損害額を賠償しなければならない。<u>ただし、市長は、やむを得ない事由がある</u></p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 たくまシーマックス(以下「シーマックス」という。)の管理は、法人その他の団体であつて<u>市長</u>が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長</u>は、当該施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、第1項の法人その他の団体を公共的団体又は市が資本金、資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。</p> <p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、シーマックスの管理上又は衛生上<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>(利用の許可の基準)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、シーマックスの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を<u>き損し</u>、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第7条 シーマックスの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内で、あらかじめ<u>市長</u>の承認を受けて指定管理者が定める。</p> <p>2 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p>第10条 シーマックスにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 施設、設備、器具等を<u>き損し</u>、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 シーマックスの施設、設備、器具等を<u>き損し</u>、又は滅失した者は、<u>市長</u>の認定した損害額を賠償しなければならない。</p>

<p><u>と認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>2 略 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>2 略 (委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
--	---

【第2条関係】 三豊市文化会館条例(平成22年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(<u>利用</u>の許可)</p> <p>第2条 会館を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(<u>利用</u>の不許可)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の<u>利用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略 (使用料の納付等)</p> <p>第4条 第2条第1項に規定する<u>利用</u>の許可(以下「<u>利用許可</u>」という。)を受けた者(以下「<u>利用者</u>」という。)は、<u>教育委員会</u>の指定する日までに別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 市長は、<u>教育委員会において特に必要</u>があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(<u>利用期間</u>の制限)</p> <p>第6条 会館は、同一の内容で連続して5日以上<u>利用</u>をすることができない。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>利用目的</u>の変更及び権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 <u>利用者</u>は、<u>利用目的</u>を許可なく変更し、又は<u>利用</u>の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(<u>利用許可</u>の取消し、<u>利用</u>の停止等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、<u>利用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用許可</u>を取り消し、若しくは<u>利用</u>を停止させ、又は<u>利用許可</u>に付した条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (<u>利用</u>の制限)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることがで</p>	<p>(<u>使用</u>の許可)</p> <p>第2条 会館を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(<u>使用</u>の不許可)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の<u>使用</u>を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略 (使用料の納付等)</p> <p>第4条 第2条第1項に規定する<u>使用</u>の許可(以下「<u>使用許可</u>」という。)を受けた者(以下「<u>使用者</u>」という。)は、<u>市長</u>の指定する日までに別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 既納の使用料は、返還しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 市長は、<u>特別の理由</u>があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(<u>使用期間</u>の制限)</p> <p>第6条 会館は、同一の内容で連続して5日以上<u>使用</u>をすることができない。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるとき、又は管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(<u>使用目的</u>の変更及び権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 <u>使用者</u>は、<u>使用目的</u>を許可なく変更し、又は<u>使用</u>の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(<u>使用許可</u>の取消し、<u>使用</u>の停止等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、<u>使用者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用許可</u>を取り消し、若しくは<u>使用</u>を停止させ、又は<u>使用許可</u>に付した条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (<u>使用</u>の制限)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることがで</p>

きる。

(1)～(3) 略

(原状回復の義務)

第10条 **利用者**は、**利用**を終わったとき、又は中止したときは、直ちに設備、備品等を原状に回復しなければならない。第8条の規定による許可の取消し又は**利用**の停止を受けたときも、同様とする。

2 **教育委員会**は、**利用者**が前項の義務を履行しないときは、**利用者**に代わり原状に回復する。この場合において、**利用者**は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 **利用者**又は入館者は、会館又はこれに附属する設備若しくは器具等を破損し、又は滅失したときは、**教育委員会**の定める損害額を賠償しなければならない。この場合において、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは損害額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 **教育委員会**は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 会館の**利用許可**に関する業務

(2)～(4) 略

(5) 会館の**利用者**の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館の運営に関する業務のうち、**教育委員会**のみの権限に関する事務を除く業務

2 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合においては、第2条、第3条、**第4条、第6条ただし書、第8条及び第9条**の規定の適用については、第2条、第3条、**第4条、第6条ただし書、第8条及び第9条**中「**教育委員会**」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第14条 **教育委員会**は、会館の管理を第12条の規定により指定管理者に行わせる場合において、会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第4条の規定にかかわらず、別表及び附属設備、器具等について規則で定める額にそれぞれ消費税等相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ**教育委員会**の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

別表(第4条関係)

1 マーガレットホールの使用料

略

きる。

(1)～(3) 略

(原状回復の義務)

第10条 **使用者**は、**使用**を終わったとき、又は中止したときは、直ちに設備、備品等を原状に回復しなければならない。第8条の規定による許可の取消し又は**使用**の停止を受けたときも、同様とする。

2 **市長**は、**使用者**が前項の義務を履行しないときは、**使用者**に代わり原状に回復する。この場合において、**使用者**は、当該原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 **使用者**又は入館者は、会館又はこれに附属する設備若しくは器具等を破損し、又は滅失したときは、**市長**の定める損害額を賠償しなければならない。この場合において、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは損害額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 **市長**は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の第2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 会館の**使用許可**に関する業務

(2)～(4) 略

(5) 会館の**使用者**の利便性を向上させるために必要な業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、会館の運営に関する業務のうち、**市長**のみの権限に関する事務を除く業務

2 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合においては、第2条、第3条、**第6条及び第9条**の規定の適用については、第2条、第3条、**第6条ただし書及び第9条**中「**市長**」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 **市長**は、会館の管理を第12条の規定により指定管理者に行わせる場合において、会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第4条の規定にかかわらず、別表及び附属設備、器具等について規則で定める額にそれぞれ消費税等相当額を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ**市長**の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、**規則**で定める。

別表(第4条関係)

1 マーガレットホールの使用料

略

備考
1～3 略
4 マーガレットホールを準備又は練習のために専ら舞台面に限り 利用する 場合の使用料は、営利を目的としない場合の使用料の100分の50とする。
5 利用時間 には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
6 利用時間 について1時間未満の端数が生じた場合、当該端数が15分以上のときは、1時間とし、15分未満のときは、これを切り捨てる。
7 午前8時以前、午前8時から午前9時まで、又は午後10時以後において施設を 利用する 場合の使用料は、次のとおりとする。
(1) 午前8時以前 1時間につき、夜間の使用料の100分の120。ただし、前日から引き続いて 利用する 場合にあつては、1時間につき、前日の夜間の使用料の100分の120
(2)・(3) 略
2 その他会議室等の使用料
略
備考
1 イベントホールをマーガレットホールの附帯施設としてリハーサル、楽屋等に 利用する 場合は、営利を目的としない場合の使用料を適用する。
2 利用時間 について1時間未満の端数が生じた場合、当該端数が15分以上のときは、1時間とし、15分未満のときは、これを切り捨てる。
3 略
3 略

備考
1～3 略
4 マーガレットホールを準備又は練習のために専ら舞台面に限り 使用する 場合の使用料は、営利を目的としない場合の使用料の100分の50とする。
5 使用時間 には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
6 使用時間 について1時間未満の端数が生じた場合、当該端数が15分以上のときは、1時間とし、15分未満のときは、これを切り捨てる。
7 午前8時以前、午前8時から午前9時まで、又は午後10時以後において施設を 使用する 場合の使用料は、次のとおりとする。
(1) 午前8時以前 1時間につき、夜間の使用料の100分の120。ただし、前日から引き続いて 使用する 場合にあつては、1時間につき、前日の夜間の使用料の100分の120
(2)・(3) 略
2 その他会議室等の使用料
略
備考
1 イベントホールをマーガレットホールの附帯施設としてリハーサル、楽屋等に 使用する 場合は、営利を目的としない場合の使用料を適用する。
2 使用時間 について1時間未満の端数が生じた場合、当該端数が15分以上のときは、1時間とし、15分未満のときは、これを切り捨てる。
3 略
3 略

【第3条関係】 三豊市市民交流センター条例(平成23年三豊市条例第3号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(利用の許可)	(利用の許可)
第2条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ 三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。) の許可を受けなければならない。	第2条 センターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ 市長 の許可を受けなければならない。
2 教育委員会 は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)に条件を付することができる。	2 市長 は、センターの管理運営上必要があるときは、前項の許可(以下「利用許可」という。)に条件を付することができる。
(使用料)	(使用料)
第3条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 教育委員会 に別表に定める使用料を納付しなければならない。	第3条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、 市長 に別表に定める使用料を納付しなければならない。
2 市長は、 教育委員会において特に必要 があると認める場合は、使用料を免除することができる。	2 市長は、 特別の理由 があると認める場合は、使用料を免除することができる。
(使用料の還付)	(使用料の還付)
第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、 教育委員会 が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。	第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、 市長 が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。
(特別設備の設置等の許可)	(特別設備の設置等の許可)
第6条 利用者は、センターの利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ 教育委員会 の許可を受けなければならない。	第6条 利用者は、センターの利用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ 市長 の許可を受けなければならない。

2 略

(利用等の不許可)

第7条 **教育委員会**は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可又は前条第1項の許可(以下「利用許可等」という。)をしない。

(1)～(4) 略

(許可の取消し等)

第8条 **教育委員会**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可等の条件を変更し、センターの利用の停止を命じ、又は利用許可等を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(入場の制限等)

第9条 **教育委員会**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターに入場しようとする者の入場を禁じ、又はセンターに入場している者にセンターの利用を停止させ、若しくはセンターからの退場を命じることができる。

(1)～(3) 略

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可等を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、**教育委員会**が特に認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が前項本文の義務を履行しないときは、**教育委員会**においてこれを代行し、費用を当該利用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 センターの施設、備品等を汚損し、毀損し、又は滅失した者は、**教育委員会**が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 **教育委員会**は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 略

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第2条、第6条第1項、第7条から第9条まで及び第10条第1項の適用については、第2条、第6条第1項、第7条から第9条まで及び第10条第1項中「**教育委員会**」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、**教育委員会規則**で定める。

2 略

(利用等の不許可)

第7条 **市長**は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可又は前条第1項の許可(以下「利用許可等」という。)をしない。

(1)～(4) 略

(許可の取消し等)

第8条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可等の条件を変更し、センターの利用の停止を命じ、又は利用許可等を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(入場の制限等)

第9条 **市長**は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターに入場しようとする者の入場を禁じ、又はセンターに入場している者にセンターの利用を停止させ、若しくはセンターからの退場を命じることができる。

(1)～(3) 略

(原状回復)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第8条の規定により利用許可等を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、**市長**が特に認めた場合は、この限りでない。

2 利用者が前項本文の義務を履行しないときは、**市長**においてこれを代行し、費用を当該利用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 センターの施設、備品等を汚損し、毀損し、又は滅失した者は、**市長**が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 **市長**は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にセンターの管理を行わせることができる。

2 略

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第2条、第6条第1項、第7条から第9条まで及び第10条第1項の適用については、第2条、第6条第1項、第7条から第9条まで及び第10条第1項中「**市長**」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、**規則**で定める。

【議案第36号関係】

三豊市宝山湖公園条例(平成21年三豊市条例第5号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行																													
<p>(使用料) 第7条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。</p> <p>(利用料金) 第13条 教育委員会は、公園の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表で定める額 _____ の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中学生以下</td> <td>Aコート</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>Bコート</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>Cコート</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>2,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般</td> <td>Aコート</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>Bコート</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>Cコート</td> <td>4,800</td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。</u></p> <p>2 <u>放送設備を利用する場合は、1回の利用につき1,000円を徴収する。</u></p> <p>3 <u>各コート及び多目的グラウンドの半面を利用する場合は、使用料を2分の1の額とする。</u></p> <p>4 <u>市の区域外の団体・個人が利用する場合は、使用料を1.5倍の額とする。(放送設備に係る使用料を除く。次項において同じ。)</u></p> <p>5 <u>入場料を徴収する場合は、使用料を2倍(前項にも該当する場合は3倍)の額とする。</u></p> <p>6 <u>使用料に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u></p>	区分	施設名	1時間当たり	中学生以下	Aコート	2,500	Bコート	2,500	Cコート	2,400	多目的グラウンド	2,200	一般	Aコート	5,000	Bコート	5,000	Cコート	4,800	多目的グラウンド	4,400	<p>(使用料) 第7条 利用者は、別表に定める額に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を加えた額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の使用料を前納しなければならない。</p> <p>(利用料金) 第13条 教育委員会は、公園の管理を前条の規定により指定管理者に行わせる場合において、公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、利用料金は、第7条の規定にかかわらず、別表で定める額<u>に消費税等相当額を加えた額</u>の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>区分</th> <th>1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">芝生広場(1区画)</td> <td>中学生以下</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。</u></p> <p>2 <u>放送設備を使用する場合は、1回の使用につき2,000円を徴収する。</u></p>	施設名	区分	1時間当たり	芝生広場(1区画)	中学生以下	2,000	一般	4,000
区分	施設名	1時間当たり																												
中学生以下	Aコート	2,500																												
	Bコート	2,500																												
	Cコート	2,400																												
	多目的グラウンド	2,200																												
一般	Aコート	5,000																												
	Bコート	5,000																												
	Cコート	4,800																												
	多目的グラウンド	4,400																												
施設名	区分	1時間当たり																												
芝生広場(1区画)	中学生以下	2,000																												
	一般	4,000																												